第8章 選考基準について

1. 選考方法

入園希望者が定員を上回る場合、保育の必要性(指数・優先順位)の高い世帯から順に内定します。

選考のながれ

- ① 父母(父母の内縁のもの含む)それぞれの基準指数を 決定し、合算する。
- ② ①に調整指数の該当項目を加算・減算したものを世帯の 指数とする。
- ③ 世帯の指数の高い順に内定する。同一指数の場合は、 優先順位によって内定者を決める。
- ・指数や優先順位は申込み締切日までの提出書類で決定する。 提出書類に不備があるときは、求職の指数を適用する場合や減 点の対象になる場合がある。
- ・ひとりの保護者が複数の類型に該当する場合、一番高い指数を 適用する。ただし、出産期間は(注3)に該当する場合を除き、 出産の指数を適用する。
- ・希望順位は選考に影響しない。第1希望は有利、第9希望は 不利とはならず、また、第1希望のみの希望が有利にはならない。
- ・就労は、契約内容と実績により指数付けをする。

2. 指数表

(1)保育所入所基準指数

(「入園」「転園」ともに同一の指数表を使用する)

			(「人国」「福国」ともに同 の旧数衣を使用する)		
番号	類 型	保護	者 の 状 況 細 目	指数	入所承諾 期間
-	就 労 (自営含む) (注 1 ~ 4)		月160時間以上の就労を常態	20	必要な期間
		月20日以上	月120時間以上160時間未満の就労を常態	16	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	15	
		月16日以上	月128時間以上の就労を常態	14	
1			月96時間以上128時間未満の就労を常態	13	
			月64時間以上96時間未満の就労を常態	12	
		月12日以上	月96時間以上の就労を常態	11	
			月72時間以上96時間未満の就労を常態	10	
			月48時間以上72時間未満の就労を常態	9	
2	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁			
3	出 産(注3)	出産予定月とその前後の各2か月 (最長5か月間)			5か月以内
		入院 1か月以上	を要する場合	20	
4	疾 病	常時臥床		20	
4	(注5)	自宅内精神疾患		20	
		一般療養		16	
	心身障害者	(身体障害者手帳) 1·2級、 (精神障害者保健福祉手帳)		20	
5		(身体障害者手帳) 3級	(愛の手帳) 4 度	17	
		(身体障害者手帳) 4級		14	
	介 護·看 護 (注6)	常時臥床者、常時見守りが必要	とな者又は重度心身障害者を自宅内で常時介護・看護	20	
_		入院・通院・通所等付き添い(月20日、80時間以上)を含む介護・看護		14	
6		入院・通院・通所等付き添い(月16日、64時間以上)を含む介護・看護		11	
		入院・通院・通所等付き添い (月12日、48時間以上) を含む介護・看護		8	
7	災害	火災等による家屋の損傷、その何	也の災害の復旧活動中	20	1
8	就 学	次に掲げる学校、職業訓練校等への通学又は通所している場合(通学・通所予定も含む) ①学校教育法に定める学校、職業能力開発促進法に基づいて設置される職業訓練校 ②国又は都道府県指定の就労に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設等 ③外国人が日常生活に必要な日本語を取得するための日本語学校 ④②に準ずると認められ、かつ、②で取得できる資格と同程度の資格取得のための専門学校等 ★指数については、番号1(就学内定の場合は番号9)を準用し、さらに − 1点とする。			必要な 期間
	特 例 (就労内定者)		月160時間以上の就労を常態	19	
		月20日以上	月120時間以上160時間未満の就労を常態	15	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	14	
		月16日以上	月128時間以上の就労を常態	13	
9			月96時間以上128時間未満の就労を常態	12	
			月64時間以上96時間未満の就労を常態	11	
		月12日以上	月96時間以上の就労を常態	10	
			月72時間以上96時間未満の就労を常態	9	
			月48時間以上72時間未満の就労を常態	8	
10	求 職	求職・起業準備のため日中外出を常態		6	3か月以内
		児童虐待のおそれがあると認めら	虐待のおそれがあると認められる場合(意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)		必要な
11	DV·児童虐待	配偶者等の暴力により育児が困合)	難と認められる場合(配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場	30 期間	

(2)調整指数

(基準指致表の世帝指致にト記指致を加昇しま9。定めかない限り侵致の加昇可。)

☆印の適用には書類の提出が必要です。P 1 7 ~ 2 1 の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

公司			☆口の適用には青頬の徒出か必要です。PIノ~21の必要青頬を、人園中込み時に提出	しくださ
23	1☆	(注7)	特別な支援を要する世帯(意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)	10
2回番が入風機が取りの認定が同じ、PVの関係・4回に、20年間、4回に、6回機が開き、20年間、1月18日に、20年間、20年間、20年間、20年間、20年間、20年間、20年間、20年間	2☆	(注8)	ひとり親世帯および、これに準ずる世帯(入園申込みの場合)	8
5	3☆		生活保護法による被保護世帯(入所基準指数表の類型が就労、就労内定、求職に該当する入園申込みの場合)	8
6:2	4☆			5
66	5☆			3
1 (注 2 1)	6☆		格がある場合で、①~④のいずれかに該当する場合)※調整指数19と重複しない ①入園月の申込み締切日時点で、育児休業中の場合 ②入園月の申込み締切日時点で、出生前かつ育児休業取得予定である場合 ③入園月の申込み締切日時点で、産休中かつ育児休業取得予定である場合	
日一教地内の建物に居住する65歳未満の相父母が、入所基準指数表の類型の飲労、出産、疾病、障害、介護、看護、就学に該当しない場合	7☆(注22)			
10	8 (注21)	認可保育施設間の転園希望の場合 (調整指数18・20・21に該当する場合を除く)	-1
10	9☆			-4
12☆ (注 1 つ) 申込み締切日時点で豊島区民である保護者から、希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合、終送する場合、他の項目の重複切頂及び優先帰位の適用はしない。	10		(災害・疾病等やむを得ない事情によるものであって、当該事情を証明できる書類の提出がある場合を除く) ①各月申込み締切日翌日以降に豊島区認可保育施設の入園申込みの取下げをした場合(4月1次選考に限り、2月入園内定連絡日までに入園申込みの取下げをした場合は非該当) ②入園の内定辞退をした場合	-5
(注 1 7) の申出がある場合 ※該当する場合、他の項目の重視加算及び優先順位の適用はしない。	11		申込み締切日現在保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-20
2	121			-40
14☆ 入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1~3度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級のいずれかを所持している場合	13			6
15☆	14☆		入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1~3度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級のいずれかを所	3
17 (注11) 兄弟姉妹 (双子等を含む) が同時に同一月の入園申込みをする場合 (一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当) 1 以下の①~⑦にあてはまる場合 ①~⑦はそれぞれ重複せず、かつ、調整指数20・21と重複しない ① (注12) 転園希望月時点で別々の園に在籍している在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合 2 転園希望月時点で別々の園に在籍している在籍することが見込まれる兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合 (一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当) 選遊野離で通園が困難なために転園を希望する場合 (自宅から在籍施設まで直線距離1.2 k m以上)、または豊島区外の認可保育施設に豊島区外の認可保育施設に豊島区外の認可保育施設に豊島区人して在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合 (延長保育用勤務証明書の提出が必要) 1 金額に入園とい表となった。在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合 (改築・改修は一時的な移転を伴う仮園舎利用がある場合のみ) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	151	.	(1) ①身体障害者手帳3・4級又は②愛の手帳4度を所持している場合 (2) 手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持している者と同等と認められる場合	2
以下の①~②にあてはまる場合 ①~②はそれぞれ重複せず、かつ、調整指数20・21と重複しない ①(注12) 転園希望月時点で別々の園に在籍している在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16		入園希望月時点で兄弟姉妹(卒園児等を除く)が既に在籍している保育園の入園を希望する場合	2
① (注 1 2) 転園希望月時点で別々の園に 在籍している 在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合 2 を園希望月時点で別々の園に 在籍している 在籍することが見込まれる兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合(一方が入園 内定の辞退等をした場合は非該当) 2 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合(自宅から在籍施設まで直線距離1.2 k m以上)、または豊島区外の認可保育 施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出 が必要) 1 公園後に公表となった。在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園 舎利用がある場合のみ) 1 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(は発・改修は一時的な移転を伴う仮園 1 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17	(注11)	兄弟姉妹(双子等を含む)が同時に同一月の入園申込みをする場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	1
② (注 1 3) 転圜希望月時点で別々の園に在籍している在籍することが見込まれる兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合(一方が入園 内定の辞退等をした場合は非該当) ③ 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合(自宅から在籍施設まで直線距離1.2 k m以上)、または豊島区外の認可保育 施設(豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合 1 在籍中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出 が必要) ⑤ (注 1 4) 入園後に公表となった。在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園 2 押込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢 上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を 指す) ⑦ 申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合 1 1 回込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、認可外保育施設等(有料のみ)に[月12日以上かつ48時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在第 中で、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合はお該当)※調整指数と生複しない (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込みを卸日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで 5 場合、調整指数18・21と重複しない 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		以下	の①~⑦にあてはまる場合 ①~⑦はそれぞれ重複せず、かつ、調整指数20・21と重複しない	
② (注13) 内定の辞退等をした場合は非該当) ③ 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合(自宅から在籍施設まで直線距離1.2 k m以上)、または豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出が必要) ⑤ (注14) 名園後に公表となった。在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園名利用がある場合のみ) 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す) ⑦ 申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合 1 19☆ (注9) いる」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定ごども園(1号)在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない(1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで(2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで(2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで 4 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない 5 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない		① (注12)	転園希望月時点で別々の園に 在籍している 在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合	2
1 施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合 1 在籍中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出 が必要) 1 入園後に公表となった、在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園 1 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢 上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を 1 1 1 1 1 1 1 1 1	18	② (注13)		2
(注 1 4) が必要) (⑤ (注 1 4) 入園後に公表となった、在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園 2 1 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す) (② 申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3		1
(字) (注14) 会利用がある場合のみ) 申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢 上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を 指す) ② 申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合 1 入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、認可外保育施設等(有料のみ)に「月12日以上かつ48時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在籍(注15)中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない 5 年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合 30		4 ☆		1
●込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す) ② 申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合 1 入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、認可外保育施設等(有料のみ)に「月12日以上かつ48時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在籍(注15)中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない 5 年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合 30		⑤ (注14)		1
入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、認可外保育施設等(有料のみ)に「月12日以上かつ48時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない(注16)(1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで(2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで(2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合		6	申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用していて、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢 上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を	1
19☆ (注9) いる」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定ごども園(1号)在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない 1 (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない 5 年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合 30	(7	申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合	1
20 る場合※調整指数18・21と重複しない 21 (注17) 年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合 30	191	(注15)	いる」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで	1
30	20			5
	21	,		30

10 (注17)

11 (注11)

12 (注18)

14 (注19)

13

15

(注17)

(3) 同一指数の場合の優先順位

順位 項目 (注17) 豊島区民である(入園月の前月中までに豊島区に転入予定の場合も含む) 1 緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯(要保護・要支援世帯、ひとり親世帯(準ずる世帯を含む)、保護者のいずれかが精 2☆ (注8) 神疾患者、障害者手帳保持者(身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1~3級) および指定医療費 (指定難病) 受給者証保有者である世帯等) 入園申込みである(豊島区外の認可保育施設または豊島区外の認定こども園に2号・3号認定として在籍している場合と、豊島区内の年齢上限の 3 ある認可保育施設の最終学年に在籍し、卒園時に転園申込みをする場合、および待機児童対策の居宅訪問型保育事業を利用している場合はこ の優先に該当する) 保護者について、単身赴任中である(自営業・出張・自己都合は該当せず、会社命令かつ単身赴任後3か月経過した場合のみ該当) 4☆ 同一敷地内の建物に居住する親族が、①身体障害者手帳1~4級、②愛の手帳1~4度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級のいずれか 5☆(注23) の交付を受けている 調整指数において、減算項目がない 6 7 調整指数加算前の基準指数が高い 8☆ (注17) 申込み締切日時点で申込み児童と1名以上の保護者が豊島区民であり調整指数19に該当する場合 次の①~③のいずれかに該当する場合(調整指数20または21に該当する場合は非該当) ①調整指数6(産後休業及び育児休業からの復職)または調整指数18⑦(居宅訪問型保育事業を利用中)に該当する場合 9☆(注17) ②豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍する場合

☆印の適用には書類の提出が必要です。P 1 7~2 1 の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

る世帯(申込み締切日時点で出生届が未届の子どもは除く)

調整指数18⑤に該当する場合

保育料算定区民税額所得割額が少ない

を採用)

③申込み締切日時点で申込み児童と1名以上の保護者が豊島区民でなく調整指数19に該当する場合

申込み締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が多胎児である(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)

申込み締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が2名以上いる(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)

入園又は転園希望月時点で認可保育施設に在籍している児童及び入園申込みをしている児童の他に小学生以下の子どもと保護者が同居してい

入園または転園希望月の申込み締切日時点で、豊島区における住民登録期間が長い世帯(保護者の継続する住民登録期間がいずれか長い方

(4)注意事項

注 各就労時間は休憩時間を含む。 1 育児休業からの復職による申込みで、育児休業給付金の受給資格がなく、かつ産前休暇前の就労実績が6か月未満の場合は就労内定の指数を適用する。 2 申込み締切日時点で「就労している場合で、かつ、法定の産前休業開始まで同程度の就労を継続し、保育園に入園する月の翌月1日までに法定の産後休業及 3 び育児休業を終えて職場に復帰することが就労証明書上で確認できる場合」並びに「産前休業中であり、法定休暇期間まで同程度の就労を継続し、出産予定月 後の原則2か月以内に復職することが就労証明書上で確認できる場合」は就労の指数とする。 申込み日から入園月の月末までの転職については①退職日の翌月末までに就労を開始した場合は、転職前と転職後の就労条件を比べ、低い方の就労条件を基に 4 就労の指数を適用する。②退職日の翌々月以降に就労を開始した場合は、求職の指数を適用する。ただし、締切日時点で転職先の就労証明書の提出がある場 合は、就労内定の指数を適用する。 疾病の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。 5 介護・看護の指数における介護又は看護の対象となる者とは、保護者から3親等以内の親族(内縁関係の者を含む)を指す。 6 7 「特別な支援を要する世帯」とは、虐待等特別な配慮を要する世帯で関係機関からの意見書があるものを指す。 「ひとり親に準ずる世帯」とは、離婚調停中かつ保護者の住民票が別々の場合、及び保護者の一方が行方不明となっている場合を指す。 8 9 「最低就労基準」とは、月12日以上かつ月48時間以上の就労を指す。 育児休業取得対象保護者の育児休業期間が記載された就労証明書と育児休業給付金支給通知等の写しが不備なく提出されていること、かつ提出書類の所定 10 |箇所にて希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合のみ該当となる。なお、当該指数に該当することは、入 所選考において「内定しないこと」を保証するものではない。 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時の転園申込みと同時に、兄弟姉妹の豊島区認可保育施設の入園申込みをする場合 11 は、入園申込みをする児童に当該指数または優先を適用する。 同一の申込みに兄弟姉妹が在籍している園以外を記載した場合、兄弟姉妹が在籍している園のみ①を適用する。なお、一方の兄弟姉妹が入園内定の状態ではこ 12 の指数に該当しない。兄弟姉妹が在籍している園以外には、調整指数18のうち他にも該当する項目がある場合、該当園に②~⑦の項目を適用する。 申込み書類の所定箇所に同一園に同時のみで転園を希望する記載がある場合のみ該当とする。なお、一方の兄弟姉妹が入園内定の状態ではこの指数に該当し 13 ない。 高南保育園に2021年8月以前に入園した児童、または巣鴨第一保育園に2022年8月以前に入園した児童が対象。なお、改築・改修が終了し一時的 14 な移転が解消された日以降の選考ではこの指数に該当しない。 「認可外保育施設等」とは、東京都認証保育所、企業主導型保育事業、社内託児所等(地域型保育事業は除く)、一時保育事業、ファミリー・サポート・セン 15 ター及びその他民間事業者や個人が都道府県知事等に届け出たうえで設置・運営をしている認可外保育施設、及び学校教育法に基づく幼稚園以外の施設等を 指す。なお、同期間に豊島区外の認可保育施設に、豊島区外の住民登録者として在籍し、父母共に働いている場合は該当する。 16 幼児教育・保育の無償化または認証保育所保育料負担軽減補助の対象となり、保育料が無料となる場合は該当とする。 「豊島区民」とは、住民基本台帳法に基づき、豊島区に備えてある住民基本台帳に記録されている住民を指す。ただし、DV及びストーカー等の被害者については、こ 17 の限りではない。 「同居」とは、住民基本台帳法に基づく住民票が保護者と同一に登録されている場合を指す。また、「小学生以下の子ども」の保護者が入園申込みをしている児童の 18 保護者と同一である場合のみ該当とする。なお、「保護者」とは親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者を指す。 豊島区から転出後、再転入した場合や、住民票が消除となった場合は申込み締切日時点で最新の住民登録日を基準日として採用し、通算は行わない。また、保 19 護者のいずれかが不存在の場合、存在する保護者の住民登録期間を採用する。 20 豊島区内の認可外保育施設が認可保育所に移行する際に、在籍児童が継続して利用希望する場合等に、当該施設にのみ適用する。 21 転園を希望する月の申込み締切日以降に年齢上限のある認可保育施設、または居宅訪問型保育事業の利用を開始する場合、当該指数は適用しない。 22 保育士証または幼稚園教諭免許状等の提出があり、かつ就労証明書の所定欄に保育士等としての勤務実態があることが記載されている場合のみ適用する。 23 対象となる親族の範囲は、保護者から3親等以内の者(内縁関係の者を含む)とする。

3 声 選

●「入園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・認可保育施設に在籍していない。
- ・教育機関、認定こども園(1号認定のみ)、豊島区臨時保育所、認可外保育施設に在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区外民として在籍している。

●「転園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・豊島区内の認可保育施設に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。
- ・豊島区内の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区外民として在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区民として在籍している。
- ・豊島区内の年齢上限のある保育施設の在籍終了年に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。

3. よくあるご質問

O1. 入園後、時短勤務(育児短時間勤務)で復職予定です。指数は変わりますか?

A. 就労の指数は、基本の契約時間を基に決定します。よって、最低就労基準以上(月12日以上、月48時間以上)の時短勤務を取得し、時短勤務利用により基本の契約時間が変わらない場合は、指数に 影響はありません。

O2. 各施設の申込者数や、入園者の最低指数を知りたいです。

A. 4月入園第1次選考の申込者数・最低指数は、区ホームページにて公表しておりますので、ご覧ください。なお、5月~翌年2月の年度途中の入園については、公表しておりません。

豊島区HP>子育て・教育・若者>保育

>保育園の入園に関すること: 欠員状況・入所基準指数

>欠員状況(空き状況):保育園欠員状況

